

佐賀南警察署協議会開催結果の概要

令和 6 年 8 月 22 日

会 議	令和 6 年度 第 1 回 佐賀南警察署協議会
開催日時	令和 6 年 7 月 9 日（火） 14：30～16：00
開催場所	佐賀南警察署 3 階 大会議室
出席者	公安委員会：奥田公安委員長（1 人） 協 議 会：横尾会長、石橋副会長、荒木副会長、山口委員、時津委員、 渡邊委員、田中委員、栗林委員、松田委員、平野委員（10人） 警 察 署：署長、副署長、刑事官、会計官、警務課長、生活安全課長、 地域第一課長、地域第二課長、刑事第一課長、刑事第二課長 交通課長、警備課長、被害者支援係長（13人） 計 24人
議 事 概 要	
1 開会 2 会長挨拶 令和 6 年度第 1 回佐賀南警察署協議会の開催に当たり、各委員を代表いたしまして、一言御挨拶申し上げます。 委員の皆様、署長をはじめ佐賀南警察署の皆様には、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。 連日、気温が高くなり、熱中症の危険性が高まっているところ、地域社会の安全安心の確保に尽力しておられる警察の方々には心から感謝申し上げます。 さて、本年 1 月に能登半島で大規模な地震が発生し、半年経過した今なお、社会を震わせた災害の被害に被災者は落ち着かない日々を送られていると思っていましたところ、梅雨に入り、今度は全国各地で豪雨災害の話題が報道されています。過去に水害に見舞われた佐賀県でも、豪雨による災害が懸念されるところで、決して他人事とは捉えることができません。 災害はいつ何時に発生するか分かりません。その時、警察に求められるものは、人々の安全確保と治安維持です。 治安維持は、住みよいまちづくりの根幹であり、これを維持・向上させるためには、地域社会全体が連携し、様々な活動を継続的に行うなど、それぞれが力を発揮してこそ実現できるものと考えております。 本日は、我々各委員が、その一助となるよう、委員の皆様方の忌憚のない御意見を賜りたいと考えていますので、よろしくお願いします。	

3 署長挨拶

皆様方にはおかれましては、大変御多用の中、令和6年度第1回目の警察署協議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、この後、管内の治安情勢や当署の取組の詳細につきまして、各担当課長から御説明をさせていただきますが、総じて申し上げれば、コロナ禍が過ぎ去った影響もあり犯罪は増加傾向にあるほか、最近では、SNS型投資詐欺等が横行するなど、犯罪の悪質巧妙化が顕著になっており、数百万、数千万に及ぶ多額の被害が発生しています。

当署管内では、投資詐欺で1度に5千万円以上の被害に遭う事件が発生しています。

一方、交通事故情勢に目を向けますと、人身事故関係は、ここ数年減少傾向であり、交通死亡事故の発生はありませんが、それでも、あわやという交通事故が何件も発生しており、重大な交通事故を引き起こしかねない飲酒運転などの悪質な交通違反も後を絶たないところであります。

このほかにも、様々な治安課題がございますが、それぞれの課題に適切に対処し、管内の治安維持、市民の皆様方の安全安心を確保していく所存でございます。

ただ、我々警察だけの視点では、至らぬ点もあろうかと思しますので、委員の皆様には、管内の各地区、各年代の代表という立場で、佐賀南警察署の取組や運営の在り方に関し、忌憚のない御意見をいただくことができればと思います。

4 警察幹部紹介

署長以下12人が自己紹介を実施

5 協議

(1) 業務概況

各課長から各業務の概要を説明

(2) 質疑応答・要望

委員 窃盗犯について、地域の資源物の集積所からの持ち去りが大変増えていると感じている。

実際、私の住む地区でも集積した資源物が持ち去られており、警察に通報した。

現在、どの程度増えているのか、通報後、検挙できているのかどうかを伺う。

警察 資源物持ち去りがどの程度増えているのかは把握していないが、発生については把握している。

その中で、検挙に結びつきそうな事案もあり、捜査を進めて犯人検挙に努めているところである。

また、検挙できた際には、被害者に検挙連絡を行っている。

委員 近年では特殊詐欺が相次いで発生しており、管内で5千4百万円もの多

額の被害が発生しているが、表面に出ていない事件もあると思う。

詐欺グループの頂上の摘発は、どうなっているのか。

確かに外国を拠点とした詐欺グループが検挙されているが、特殊詐欺が減少しておらず、老後の生活のために貯めたお金が一瞬でなくなるといった状況に警察はどう取り組んでいるのか伺いたい。

また、佐賀は自転車王国で、自転車の交通事故が管内で多発しているように思う。

自転車のヘルメットの着用については努力義務とされ、佐賀県内の着用率は23パーセントとなっている。中学生は殆どヘルメットを着用しているが、高校生はほとんどヘルメットを着用していないように思うが、指導はどうされているのか。

佐賀県の条例等で自転車のヘルメット着用を強制にできないか。

警察 特殊詐欺の対策については、令和6年度に組織犯罪対策課に特殊詐欺捜査室を新設して捜査体制を強化している。

特殊詐欺については、刑事課、生活安全課等の複数の部門に跨がる犯罪であり、部門横断的に捜査を行う体制にしている。

特殊詐欺は佐賀県だけではなく全国各地の広域にわたっているので、警察庁を中心に特殊詐欺連合捜査班を新しく立ち上げ、全国の警察で情報を共有し、捜査を実施しているところである。

自転車のヘルメット着用については、佐賀県の着用率は23パーセントで全国7位、全国平均は13パーセントとなっている。

法律では、努めるとなっているので、警察としては着用を促している。

本日（7月9日）、バルナーズの岸田選手を一日佐賀南警察署長に迎え、佐賀県立佐賀東高等学校において、ヘルメット着用の講話を実施してもらい、ヘルメット着用の広報を実施している。

交通対策基本法に基づき、佐賀県が交通安全対策の取組を決めており、その取組には、知事や教育長等も参加していることから、教育長に対し高校生等のヘルメット着用について広報・指導を働きかけている。

委員 先般、警察官OBによる事件があったが、実際、学校を訪問してどのようなことを実施しているのか。

警察 学校と警察や地域のパイプ役として、スクールサポーターを運用している。警察のスクールサポーターのほかにも教育委員会の教育事務所に所属する教育指導員が活動しており、派遣先の学校にて声かけ等の活動がなされている。

活動は、学校からの派遣要望等を踏まえ行っており、スクールサポーターだけでできない部分については、教育指導員と連携して活動している。

委員 学校に日誌があったと思う。

警察官が学校に来られた際、日誌にサインや印鑑を押して挨拶して帰られているが、今後は管理職等と面談して学校の状況や問題行動等について確認し、情報を共有して協力して欲しいと思う。

6 諮問（繁華街における治安対策について）

(1) 取組状況

刑事官 「繁華街における治安対策について」の説明

当署管内にある愛敬、白山地区周辺の繁華街についてはこれまでも各種事件発生や悪質な客引き、飲酒運転等が問題とされており、昨年新型コロナウイルス感染症対策の緩和に伴い、繁華街の人出がコロナ禍前に戻る中で、もめごとや駐車苦情などの110番通報等が増加した。

ボーイやキャバクラ嬢等による客引きや客待ちが特に目立ち、彼らがグループ間でたむろするなど、繁華街の環境悪化が懸念されている。

本年10月には、佐賀県において「SAGA2024（国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会）」が開催される予定であることから、犯罪防止と地域安全確保を目的として、昨年10月から、「繁華街クリーンアップ作戦」と題して各施策を実施してきた。

令和5年度中は、昨年10月から約半年間で、積極的な事件化、パトロールの強化、風営店に対する立入り、大規模な駐車違反取締り、防犯カメラの設置促進について施策を講じた。

積極的な事件化について

- ・昨年10月13日には未成年者に対する酒類を提供したという風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律違反で店舗の経営者を検挙した。
- ・10月から11月にかけて、繁華街の風俗営業店で働いていたキャバクラ嬢や少年などを大麻取締法違反事件で逮捕、突き上げ捜査により大麻を売り渡していた者を検挙した。
- ・12月には、佐賀市内の路上において、泥酔者を保護しようとしていた警察官の公務を妨害した暴力団員ら4名を検挙した。
- ・令和5年1月に繁華街で発生した爆発物投棄事件では、本年2月に関係した暴力団員組員ら10名を検挙した。

パトロールの強化について

- ・毎週金曜日の深夜帯に専従パトロールと題して当署員及び警察本部の捜査員が合同でパトカーに乗車し繁華街の警戒を実施した。
- ・当署員10名による部隊を編成し、夜間の集団徒歩警らによる客引き、客待ちに対する職務質問を実施した。
- ・当日の当番員である警察官についても、事案対応等がない時間帯は積極的に繁華街パトロールを実施した。

風俗営業店舗への立入りについて

- ・令和5年10月13日に当署及び警察本部の警察官57名体制で繁華街の飲食店、深夜飲食店、風俗営業店等を戸別訪問し、客引きや暴力団からのみかじめ料対策に関するチラシの配布や注意喚起等の一斉ローラーを実施した。その後も年明けの1月末まで、当署全署員体

制で継続的に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく立入を実施した。

大規模な駐車違反取締りについて

- ・昨年11月13日当署及び警察本部交通部の警察官38名体制で夜間一斉取締りにより、駐車違反をはじめとする交通違反の告知や電動キックボードによる道路交通法違反にかかる指導警告を実施し、その後も継続した駐車違反取締りを実施した。

防犯カメラの設置促進について

- ・昨年10月13日、佐賀市との間で「安全安心なまちづくりに関する協定」を締結し、繁華街における防犯カメラの設置を促進した。

今年度にも「令和6年度・繁華街クリーンアップ作戦」と題して、昨年度と同様の施策を引き継ぎ、鋭意実施していく予定である。

既に取り組んでいるものを一部紹介する。

- ・令和6年7月8日、繁華街で客にポーカー等のトランプゲームを遊ばせるゲームセンターにおいて、遊ばせる結果に応じて違法に賞品を提供していた経営者を検挙した。

- ・毎週金曜日に、深夜帯に警察本部と連携した専従警戒班による警戒警ら活動、その専従警戒班と連携した月1回の違法駐車、飲酒運転取締りを目的とした深夜帯のミニ検問を継続的に実施しており、違法駐車や飲酒運転は減少傾向にある。

今後、あらゆる法律を駆使した事件検挙、パトロールの強化、風俗業店への立入検査、暴力団排除運動等に積極的に取り組み、繁華街の犯罪防止と地域安全確保に努めていく。

(2) 諮問

署長から「繁華街における治安対策について」の諮問を受けた。

7 公安委員会委員長講評

佐賀南警察署協議会委員の皆様が佐賀市内の身の回りの治安、よりよい社会・住みやすいまちづくりに多大な関心を抱いていることに、非常に頼もしく思っており、伺っていました。

SNSを使用した詐欺により、非常に大きな金額の被害を受けて、自らの命を絶つという深刻な結末を迎えてしまうこともございます。

皆様は、周りの方から頼られて相談される立場ですから、相談を受けた際は、「くれぐれもお金を払うのには注意して欲しい。SNSの詐欺が広がっている。」旨を伝えていただきたいと思います。

詐欺の被害が1件でも減ることに意味があるので、皆様のお力添えを頂きたいと思っております。

繁華街の治安対策について諮問されましたが、気になるのは、飲酒運転や暴力団の活動が活発になっていることです。

暴力団について言いますと、警察だけが戦うものではなくて、全社会、全市民が

暴力団と対峙して退治するものと考えています。

警察だけに任せるのではなく、全市民が自分のこととして考え、市民運動化することで退治できと思っています。

本日は充実した議論をお聞かせ頂きありがとうございました。

8 閉会

9 視察

- (1) 佐賀県警察本部生活安全部通信指令課の視察
- (2) 佐賀県警察本部交通部交通規制課管制センターの視察